

稚内市地方卸売市場経営戦略

団 体 名 : 稚内市

事 業 名 : 稚内市公設地方卸売市場事業

策 定 日 : 令和 3 年 1 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

* 複数の市場を有する事業にあつては、市場ごとの状況が分かるよう記載すること。

(1) 事業形態等

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非 適		事 業 開 始 年 度		昭和49年度	
職 員 数	3人		市 場 種 別 区 分		地方卸売市場	
前 回 の 移 転 又 は 再 整 備 年 度	—		次 回 再 整 備 予 定 年 度		令和13年度以降	
年間取扱高(t) ※過去3年度 分を記載	年度	野菜	果実	水産物	肉類・鳥類・卵類	その他
	H29	-	-	14,398	-	-
	H30	-	-	24,540	-	-
	R01	-	-	27,948	-	-
年間税込 売上高 (百万円) ※過去3年度 分を記載	年度	野菜	果実	水産物	肉類・鳥類・卵類	その他
	H29	-	-	1,905	-	-
	H30	-	-	2,248	-	-
	R01	-	-	2,233	-	-
経 常 収 支 比 率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H29	92.7%		H30	95.5%	R01 97.7%
経 費 回 収 率 * ※過去3年度分を記載	H29	28.3%		H30	32.2%	R01 33.3%
広 域 化 実 施 状 況	なし					
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託			なし		
	イ 指定管理者制度			平成16年度から導入		
	ウ PPP・PFI			なし		

* 法適 $\left(\frac{\text{主営業収益} + \text{その他営業収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100\right)$ 非適 $\left(\frac{\text{料金収入} + \text{その他営業収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用} + \text{地方償還金}} \times 100\right)$

(2) 使用料形態 * 取扱い種別、施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

売上高割使用料の概要・考え方	稚内市地方卸売市場条例(以下、条例という。)に基づき、料率を設定し徴収。 (月額) 取扱金額(取扱金額の100分の8に相当する金額を控除した額に、100分の110を乗じて得た額をいう。)の1,000分の5
施設使用料の概要・考え方	条例に基づき、貸事務室の面積当たりの単価を設定し徴収。 (月額) 1平方メートルにつき、770円

(3) 市場を取り巻く環境等 * 周辺施設の状況などが分かるよう記載すること。

本卸売市場は昭和49年に開設し、かつて本市漁業の隆盛を誇った沖合底引き網漁業によりその取扱いは昭和51年にピークを迎えたが、昭和52年の200海里漁業規制以降は漁場の縮小や減船・漁業資源の減少、また少子高齢化や食文化や生活スタイルの変化等により、消費の減退と価格の低迷等、市場を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。
また、本市には、沖合漁業の稚内機船漁業協同組合の他、沿岸漁業においては、稚内及び宗谷漁業協同組合の3漁業協同組合があり、うち稚内機船漁業協同組合は本地方卸売市場の卸売業者として、稚内漁業協同組合は開設者兼卸売業者として地方卸売市場を開設し、それぞれの組合員が漁獲する水産物をメインに市場取引を行っている。

2. 経営の基本方針

本市は、水産業を重要な基幹産業であり、国内外に水産物を供給する産地市場として、引続き、生鮮水産物等の取引の適正化並びにその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資するため、本市場事業を継続していく必要がある。
一方で、開設から45年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでおり、当面は「稚内市公共施設等管理計画」(計画期間:2015年～2035年度)の「1.公共施設(建築物)の管理に関する方針」に基づき、計画的修繕や長寿命化など適正な維持管理を行うが、施設の新築や大規模改修の時期に至る場合には、相当の更新投資額等が見込まれる。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

* 複数の市場を有する事業にあつては、市場ごとの内訳も作成すること。

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たつての説明

* 複数の市場を有する事業にあつては、市場ごとの考え方がわかるよう記載すること。

① 収支計画のうち投資についての説明

施設の維持管理においては、計画的修繕や長寿命化など適正な維持管理を行い、突発的な大規模修繕へのリスク軽減を図る。

② 収支計画のうち財源についての説明

売上高割使用料については、市場の取扱が減少していることや、道内公設地方卸売市場と比較し高い状況から、平成25年度から料率を6/1000から5/1000に引下げ現在に至っている。基礎となる売上高においては、水揚量や、国内外の需要によって価格相場が日々変動するため、近年の売上高を基本としていく。

施設使用料単価については、施設の老朽化が進んでいることや、空き事務室がある状況から、現在の単価からの増額は難しいと考えており、引続き空き事務室の利用者募集を図りつつ、現状の使用者の維持に努めていく。

また、大規模な施設改修等の投資的事業がある際は、公営企業債を起し、財政負担の平準化を図る。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

平成16年度から指定管理者制度を導入し、引続き同制度で施設管理を行っていく。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

*1 (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

*2 複数の市場を有する事業にあっては、市場ごとの考え方・検討状況がわかるよう記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化に関する事項	-
投資の平準化に関する事項	計画的修繕や長寿命化など適正な維持管理を行い、突発的な大規模修繕へのリスク軽減を図る。 また、大規模な施設改修等の投資的事業がある際は、公営企業債を起こし、財政負担の平準化を図る。
施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	-
防災・安全対策に関する事項	港湾管理者で地震や津波時の港湾BCP計画を策定しており、本卸売市場は、港湾区域内で開設しているため港湾管理者等と連携していく。
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFI など)	-
その他	-

② 今後の財源についての考え方・検討状況

売上高割使用料単価に関する事項	市場の取扱が減少していることや、道内公設地方卸売市場と比較高い状況から、平成25年度から料率を6/1000から5/1000に引下げ現在に至っている。 見直の際には、道内公設地方卸売市場との比較や卸売事業者の経営状況を考慮しながらの、単価とする。
施設使用料単価に関する事項	施設の老朽化が進んでいることや、空き事務室がある状況から、現在の単価からの増額は難しいと考えており、引続き空き事務室の利用者募集を図りつつ、現状の使用者の維持に努めていく。
取扱高に関する事項	取扱高は、収入財源の基礎となる主なものであるが、基礎となる取扱高においては、水揚量や、国内外の需要によって価格相場が日々変動するため、近年の売上高を基本としていく。
繰入金に関する事項	一般会計からの安易な繰入金に頼ることなく、使用料の適正化を図る上では「売上高割使用料単価に関する事項」についても十分に考慮していく。
資産の有効活用に関する事項	-
その他	-

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間の活力の活用に関する事項 (指定管理者制度、PPP・PFI など)	平成16年度から指定管理者制度を導入し、引続き同制度で施設管理を行っていく。
職員給与費に関する事項	-
委託費に関する事項	平成16年度から指定管理者制度を導入し、引続き同制度で施設管理を行っていく。
その他	-

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	実績との乖離を修正するため、必要に応じて決算後に収支計画を見直す。
-------------------------	-----------------------------------

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分													
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	347	△ 3	100										
積 立 金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)	197	544	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
前年度繰上充用金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	544	541	200	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	544	541	200	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
実 質 収 支 黒 字 (P)													
(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	96	98	97	89	89	89	89	87	91	82	83	86	86
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	12,434	12,453	11,202	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)	12,434	12,453	11,202	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)	29,861	29,113	25,083	28,283	31,483	27,183	53,883	48,883	45,383	37,983	31,083	25,383	19,683

○他会計繰入金

(単位:千円) 単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分													
収 益 的 収 支 分	24,455	24,114	24,055	22,600	22,600	22,700	22,700	22,800	22,900	22,800	22,800	22,700	22,700
うち基準内繰入金	9,705	10,302	9,720	9,132	9,132	9,172	9,172	9,213	9,253	9,213	9,213	9,172	9,172
うち基準外繰入金	14,750	13,812	14,335	13,468	13,468	13,528	13,528	13,587	13,647	13,587	13,587	13,528	13,528
資 本 的 収 支 分	3,545	2,386	4,243	4,300	4,300	4,300	4,300	5,000	3,500	7,400	6,900	5,700	5,700
うち基準内繰入金	2,225	851	1,292	4,300	4,300	4,300	4,300	5,000	3,500	7,400	6,900	5,700	5,700
うち基準外繰入金	1,320	1,535	2,951										
合 計	28,000	26,500	28,298	26,900	26,900	27,000	27,000	27,800	26,400	30,200	29,700	28,400	28,400